

アプリケーション
No.1

硫黄分析のための燃料油のサンプリング

船舶に使用される燃料の中に含まれる硫黄分は0.5%以下であることが要求されており、このために燃料油を採取するサンプリングポイントを設置することが義務付けられております(*)



(*)国際海事機関(IMO)発行 MARPOL条約(船舶による汚染防止のための国際条約)付属書VIより

対象となる船舶

国際航海に従事する総トン数400トン以上の船舶

適合期限

- 既存船 (2022年4月1日より前に起工した船舶)
2023年4月1日以降の最初のIAPP(国際大気汚染防止証書)の検査日
- 新造船 (2022年4月1日以降に起工した船舶)
引き渡し時

対象となる燃料油

主機、補機、焼却炉、イナータガス発生装置、ボイラー、非常用装置などに使用される燃料油をはじめ、燃焼目的に使用されるすべての燃料油
(ただし、引火点が60°C未満の燃料油など、低引火点燃料油の供給システムは対象外)



サンプリングに対する要求事項	DOPAKのソリューション
<ul style="list-style-type: none"> 容易かつ安全に接近できること 	→ 大気中にサンプル蒸気を放出しないクローズ方式のサンプラーです。
<ul style="list-style-type: none"> 異なる品質の燃料油の使用が考慮されていること 	→ パージ機能により、異なる品質のサンプルが混入することはありません。
<ul style="list-style-type: none"> 燃料油サービスタンクの下流側であること 	→ 様々な取付方法、広い使用圧力に対応しております。
<ul style="list-style-type: none"> 安全上可能な限り燃焼機器入口に近く、かつ、燃料油の種類、流量、温度およびサンプリングポイント下流側の圧力が考慮されていること 	→ 過酷な環境でも使用可能なモデルを用意しております。
<ul style="list-style-type: none"> 加熱面や電気機器から遮蔽された位置に配置すること。遮蔽装置または遮蔽構造は、そのような表面や機器への接触を防ぐために、燃料油サービスラインの設計圧力下での漏れ、飛沫または噴霧に十分堪えられる頑丈なものであること 	→ サンプラーを保護するエンクロージャーを選択可能です。
<ul style="list-style-type: none"> ドレンタンクまたはその他の安全な場所への適切な排油装置を備えていること 	→ 廃液、ドレンもクローズのまま安全場所まで排出することができます。

MEPC.1/Circ.864/Rev.1第2項より



ポンプ内蔵ポータブル型



液化ガス用



定量サンプラー



エンクロージャー内蔵型



八洲貿易株式会社

東日本支社	〒107-8484 港区赤坂3-9-1	TEL 03-3588-6371
長野オフィス	〒390-0851 松本市大字島内4603-5 島内駅前テナントビル2階	TEL 0263-40-5270
名古屋支店	〒464-0075 名古屋市千種区内山3-29-10朝日生命千種AMビル5階	TEL 052-732-1611
四日市営業所	〒510-0846 四日市市大井の川町2丁目1番地4階	TEL 059-347-1371
大阪支店	〒534-0025 大阪市都島区片町2-2-48 JEI京橋ビル8階	TEL 06-7166-0512
岡山支店	〒712-8044 倉敷市東塚6-7-31	TEL 086-455-7010
坂出出張所	〒762-0032 坂出市駒止町1-1-11 JA香川県坂出市支店ビル3階	TEL 0877-46-8816
九州支店	〒806-0021 北九州市八幡西区黒崎3-9-18 ECS第25ビル7階	TEL 093-644-2660
周南オフィス	〒745-0055 周南市御幸通1丁目5番地 徳山御幸通ビル6階	TEL 0834-33-2611

販売店